

公立大学法人滋賀県立大学研究院規則

令和 3 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公立大学法人滋賀県立大学定款（以下「定款」という。）に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）に設置する研究院に関し必要な事項を定める。

(研究院の設置)

第 2 条 法人に、次の研究院を置く。

- (1) 環境科学研究院
- (2) 先端工学研究院
- (3) 人間文化学研究院
- (4) 人間看護学研究院

2 教員（学則第 9 条第 1 項に規定する教員をいう。以下同じ）は、前項に定める研究院のいずれかに所属するものとする。

(研究院長)

第 3 条 前条第 1 項各号に規定する研究院に研究院長を置く。

(研究院長の業務)

第 4 条 研究院長は、次の各号に掲げる業務について所掌する。

- (1) 次条に規定する研究院会議の運営に関する事
- (2) 研究院に所属する教員の服務に関する事
- (3) 研究院に所属する教員の評価に関する事

(研究院会議)

第 5 条 第 2 条第 1 項各号に規定する研究院に研究院会議を置く。

- 2 研究院会議は、当該研究院に所属する教授をもって組織する。
- 3 前項に規定する者のほか、研究院会議が必要と認めるときは、当該研究院会議に、当該研究院に所属する准教授その他の職員を加えることができる。
- 4 研究院会議は、理事長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。
 - (1) 教員人事に関する事
 - (2) 教育・研究に係る企画・立案に関する事
- 5 研究院会議は、前項に規定するもののほか、理事長および研究院長（以下この項において「理事長等」という。）がつかさどる事項について審議し、および理事長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、研究院に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。